

藤枝法人会報



〈ルミスタふじえだ・藤枝ファンタジックイルミネーション〉

No. 102

平成27年12月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

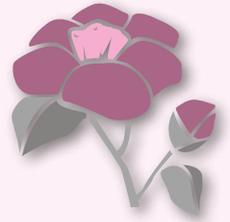


めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中

平成27年度

納税表彰式



……受賞おめでとうございます……

藤枝税務署並びに藤枝地区税務推進協議会主催の、平成27年度納税表彰式が、平成27年11月9日(月)藤枝小杉苑において挙行されました。表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝地区税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈されました。



藤枝税務署長表彰受賞の皆様



藤枝地区税務推進協議会長表彰受賞の皆様

当会関係者では次の方々が受賞されました。

藤枝税務署長表彰

法人名	法人会役職	氏名
株式会社一言	女性部会理事	一言幸子



藤枝地区税務推進協議会長表彰

法人名	法人会役職	氏名
(株) コハマ	理事	小濱勝廣
近藤建設工業(株)	理事	近藤友一
(有)静岡経営労務管理センター	監事	伊藤彰彦



平成27年度 ……………受賞おめでとうございます……………

(一社) 静岡県法人会 連合会長表彰状伝達式挙行

(公社) 藤枝法人会主催の、(一社) 静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、平成 27 年 11 月 4 日(水) 松風閣にて、藤枝税務署の伊藤署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、当日は、安全保障・危機管理アナリストの志方俊之氏に「激動する国際情勢とわが国の安全保障」というテーマでご講演頂きました。



牧田会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読 (小山副会長)

功労法人表彰 8社 (会社名五十音順 敬称略)

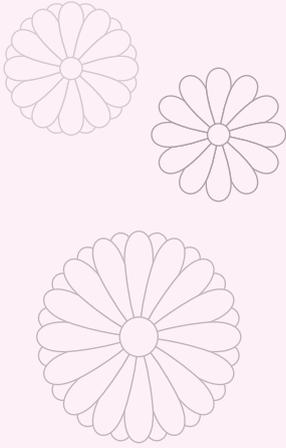
多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



法 人 名	役 職 名	氏 名
青 島 ポ ン プ 工 業 (株)	代 表 取 締 役	青 島 直 久
(株) コ ハ ラ	代 表 取 締 役 社 長	小 原 照 光
(有) 静 岡 経 営 労 務 管 理 セ ン タ ー	代 表 取 締 役	伊 藤 彰 彦
(株) 鈴 木 鉄 工 所	代 表 取 締 役	曾 根 寛
(株) ツ チ ヤ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	代 表 取 締 役 社 長	土 屋 富 久 夫
東 海 ガ ス (株)	代 表 取 締 役 社 長	藪 崎 正 義
(株) 藤 枝 江 崎 新 聞 店	代 表 取 締 役	江 崎 晴 城
丸 天 淡 水 魚 (株)	取 締 役 会 長	天 野 武 夫

会員たる法人の役職員表彰 4名 (氏名五十音順 敬称略)

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



法人名	役職名	氏名
東海造船運輸(株)	取締役総務部長	櫻井達也
(株)マル八千村松	経理部部長	橋村芳彦
焼津蒲鉾商工業(協)	事務局長兼参事	池ノ谷政利
焼津漁業(協)	経理部次長	白石一二朗

祝辞



伊藤税務署長様



渡辺財務事務所長様



安井税理士会支部長様



〈受賞者代表謝辞〉
青島直久氏



皆様、おめでとうございます。

法人会 平成28年度税制改正提言

届け、全国80万企業の声!!

中小企業の力強い成長なくして 真の経済再生なし!

法人会はこのほど、28年度の税制改正に向けた提言をまとめました。

提言は、財政や税制に関して多岐にわたる内容で、政府や関係省庁に要望の実現を求めています。

主旨を要約掲載いたしますが、活動にご支援を心よりお願いします。



I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

- (1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。
歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。
市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。
給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普

及率80%以上を早期に達成する。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など、さらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような、社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げに当たっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

次ページへ続く

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。
また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。
消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護

が十分に担保される措置を講じることが重要である。

マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、

- ① 経済の持続的成長と雇用の創出
- ② 少子高齢化や人口減少社会の急進展
- ③ グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化
- ④ 国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。

こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要があり、「20%台」は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

- (1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
- (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。
また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなって

いることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

写真で見る

「夏休み親子税金教室」

8/4
四



in 焼津文化会館

主催：女性部会 参加者：大人20名 子ども26名



司会：岡村副部会長



女性部会、
清水部会長の
開会あいさつ。



今日の講師は、
藤枝税務署の
藤原事務官。



藤枝税務署の
真野統括官の
ごあいさつ。

… 最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました …



☆ストーリー☆
公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう！」大地の妖精コッピとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・？毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのかを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。

次のページ
に続く



… さて、税金についての勉強です …



みんな真剣に聞き、メモを取っています！



全法連テキスト「クイズだぜい！」

… 次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？ …



1億円のレプリカです。



最後に、代表して杉浦日菜さんに修了証書と参加賞（けんたグッズ）を受け取ってもらいました。

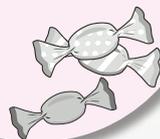


参加賞

けんたグッズ一式



帰りには、恒例！キャンディのつかみ取り。たくさん取れたかな？



法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 （給与などの支払を受ける方に交付するものに限りです。）

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成 28 年 1 月施行予定

※ 個人情報の保護に関する法律第 25 条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

改正についてのQ&A

問1 なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされたのですか。

答1 本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。



問2 改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか。

答2 従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と取扱いは変わらないことを御説明ください。

問3 税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないこととなるのですか。

答3 今回の改正は、支払を受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。

なお、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただく必要があります。



税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

社会保障・税番号制度の早わかり

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等（※）に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
（※）設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます。（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

ご不明な点は **マイナンバーのコールセンター**
0570-20-0178 へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ 一部P電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

次ページには、国税分野におけるポイントが記載してあります。



国税局・税務署

国税分野におけるポイント



ポイント①

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります！

番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書(注)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

番号記載のイメージ

ここに提出される方の番号を記載してください！



ポイント②

申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります！

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

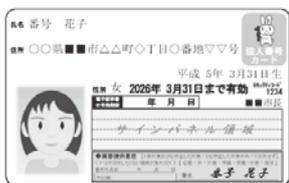
- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）
 - ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

通知カード (イメージ)



表面

個人番号カード (イメージ)



裏面



社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル） **0570-20-0178**
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報ははこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

相続税・贈与税について お知りになりたい方は！

国税庁ホームページへアクセス！

国税庁ホームページには、相続税・贈与税の概要を説明したリーフレットや、具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載例など、様々な情報が掲載された「**相続税・贈与税特集**」コーナーがあります。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「**タックスアンサー**」もご利用いただけます。まずは「国税庁」で検索してみましょう！！



“お電話”で気軽に相談できます！

最寄りの税務署へお電話をいただきますと、自動音声によりご案内します。

「1 税についてのご相談」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「**電話相談センター**」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

ご相談は、まずは
お電話ください。



税理士をお探しの方は「税理士情報検索サイト」へ！

日本税理士会連合会ホームページ内の

「**税理士情報検索サイト**」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で税理士等の検索が可能となっています。

なお、税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません。(注)

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

相談等は、資格の
ある税理士へ！



名古屋国税局・税務署

(27.06)

申告の要否を判定できます！ (平成27年以降にお亡くなりになられた方用)

**I 遺産に係る
基礎控除額**

3,000万円+(600万円×法定相続人の数___人) =

A
万円

**II 相続税が
課される財産**

※ 非課税限度額は、
500万円×法定相続人の数

現金・預貯金		万円
土地		万円
建物		万円
有価証券		万円
その他の財産		万円
生命保険金	(受取金額－非課税限度額)※	万円
死亡退職金	(受取金額－非課税限度額)※	万円
生前に贈与を受けた財産		万円
合計	①	万円

**III 相続財産の価額
から控除できる債務等**

借入金等		万円
葬式費用		万円
合計	②	万円

IV 遺産総額(各相続人が取得した財産の価額の合計額)

① 万円

－ ② 万円

=

B
万円



★ 相続税の申告が
必要な方は…

B
遺産総額
(各相続人が取得した
財産の価額の合計額)



A
遺産に係る
基礎控除額

の場合、
申告が必要です。

申告が必要な方は…

相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税をする必要があります。

ただし、各種特例等に該当すれば、課税されないケースがあります(その場合も申告は必要です。)

各種特例の一部をご紹介します…

- 小規模宅地等の特例(一定の要件の下、土地の評価額が減額されます。)



特定居住用宅地等の場合

自宅の敷地
330㎡まで
相続税評価額

80%

減額

相続税評価額



【注意】特例を受けるための条件は、国税庁ホームページで！

例えば1億円の土地が2,000万円の評価額に減額

静岡県内にて法人会の統一サービスがスタートしました！

法人会メリットカードのご利用方法 及び特約店募集について

この度、藤枝法人会では会員宛へ「法人会メリットカード」を発行いたしました。

このカードは、静岡県内の法人会員企業(約 40,000 社)の中から募集した特約店のキャンペーン情報をご確認いただくうえで、特約店をご利用の際にこのカードを提示していただければ、会員特典を受けることができるサービスです。

また、特約店については、特約店掲示板への掲載を通じ、会社の PR や売り上げ UP 効果が期待できます。

キャンペーン内容・期間等は、カード面の QR コード等から e!ずおかブログ内の「**法人会メリットカード**」にてご覧いただけます。ご利用方法等の詳しい内容につきましては、当法人会事務局へご照会ください。



表



裏

このステッカーを掲示している特約店では、「法人会メリットカード」の提示により会員向け特典を受けることができます。特典内容につきましては、ブログ掲載内容をご確認いただくか、直接特約店にお問い合わせください。



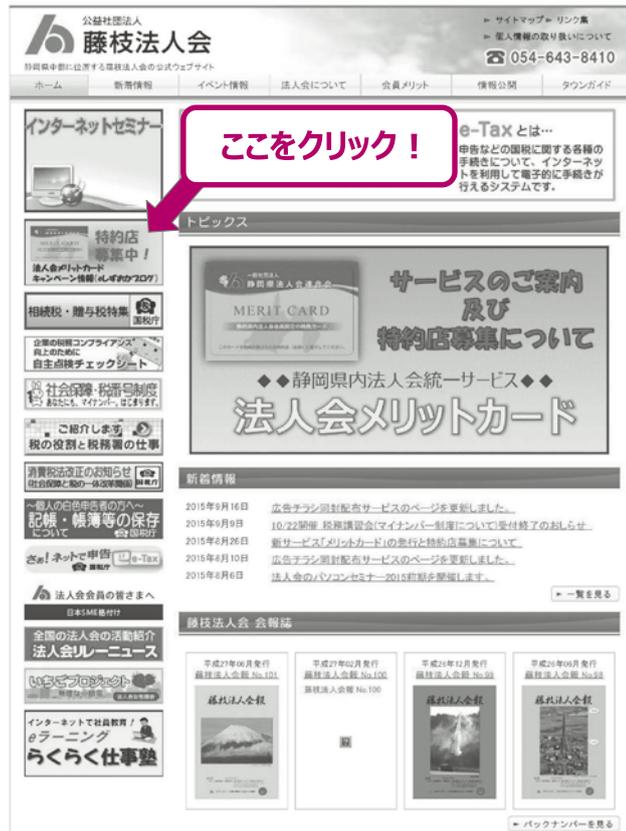
キャンペーン(特約店)情報の確認方法

藤枝法人会ホームページ

藤枝法人会

検索

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp/>



※ブックマークすることをおススメします！

【お問い合わせ】

公益社団法人 藤枝法人会

TEL.054-643-8410



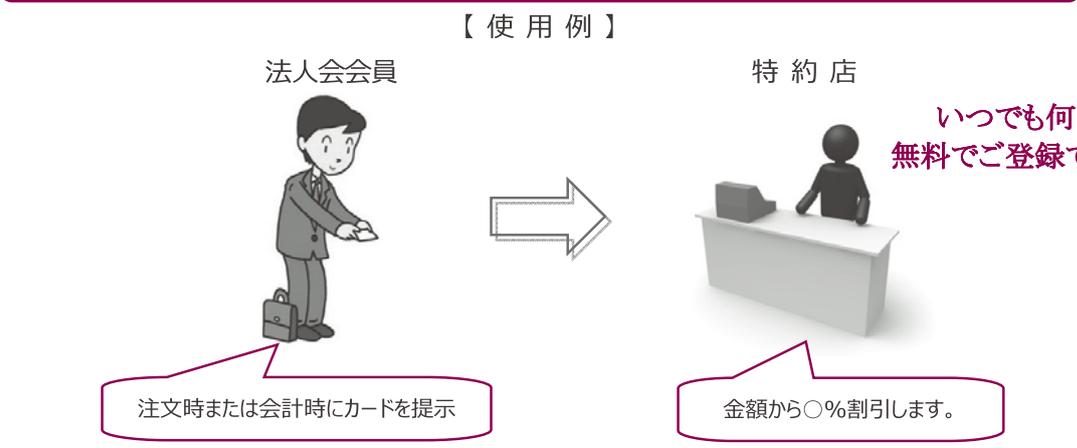
【 会 員 メ リ ッ ト 】

1. エリアが県内全域なので、地域外のお店でも使用可能！
2. 特約店情報が簡単に閲覧でき、エリアごと情報が確認できます。



【 特 約 店 メ リ ッ ト 】

1. 特約店掲示板に掲載することで会社の PR に繋がります！
2. エリア外からの顧客獲得に繋がり、売上 UP が期待できます。
3. **掲載費用は頂きません**ので、いつでも何回でも無料でご登録できます。

- ※ 特約店登録は法人会の会員のみとなります。
- ※ 当会が割引分の補助を行なう等の補助制度ではございませんので、ご注意ください。

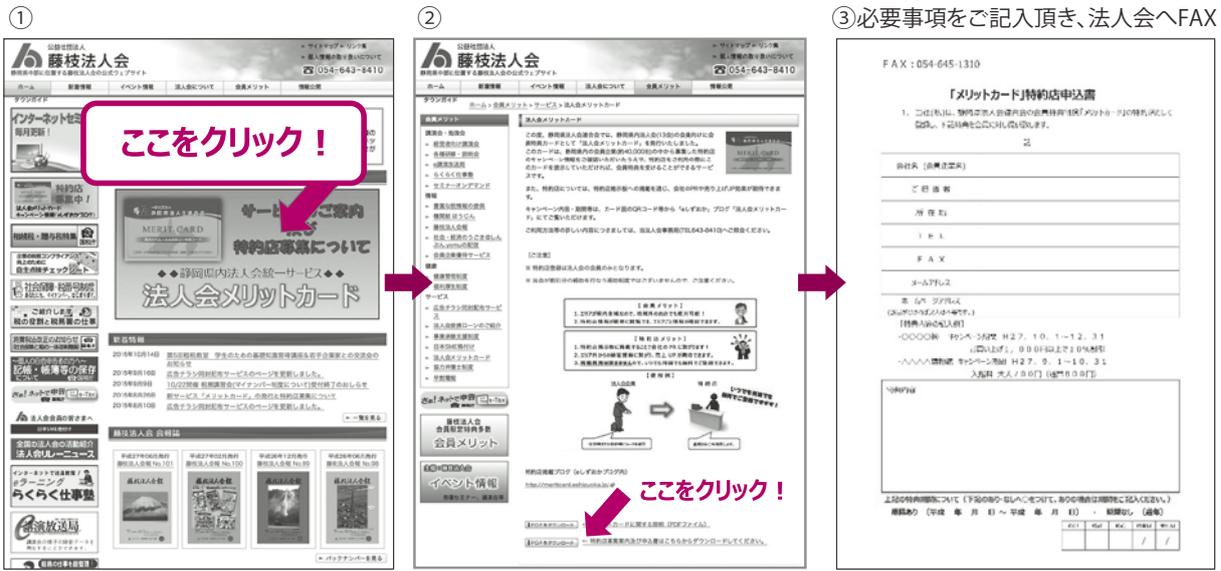
特約店の申し込み方法

只今、特約店を募集中です！

特約店掲示板に掲載することで会社のPRに繋がります！
掲載費用は一切かかりません。
 いつでも何回でも**無料**でご登録できます。



当会ホームページ内のメリットカードページよりダウンロードして頂き、必要箇所をご記入の上、法人会事務局まで FAX にてご送付ください。



法人会活動

平成27年5月27日～11月20日

放送局

このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

藤枝法人会 e講演放送局 音声講演一覧

検索

ユーザー名 :koen パスワード :hosoo (パスワードは****と表示されます。)

全法連・東海法連・静岡県連

10月8日 第32回法人会全国大会(徳島大会)
会場 / 徳島県立産業観光交流センター

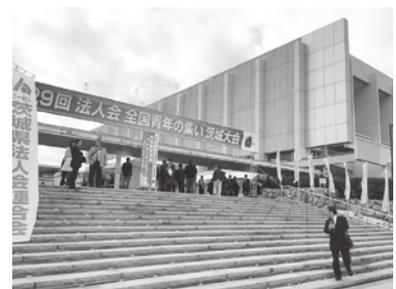
全国の法人会会員約2,000名が一堂に会して、平成27年10月8日(木)、第32回法人会全国大会(徳島大会)が、徳島県立産業観光交流センターにて、国税庁中原長官他多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。第1部では「日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありますよ ～地方創生の独創的ビジネスモデル～」というテーマで、(株)いりどり 横石知二氏、NPO法人グリーンバレー 大南信也氏によるパネルディスカッションが行われ、第2部の式典では、会員増強表彰をはじめ各種表彰、次に平成28年度税制改正に関する提言の報告、そして青年部会による租税教育活動の報告が行われました。



11月20日 第29回全国青年の集い(茨城大会)
会場 / 茨城県民文化センター

全国の法人会青年部会員約2,000名が一堂に会して、第29回全国青年の集いが茨城県民文化センターにて、税務当局、全法連役員ほか多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。

大会式典では会員増強表彰と全国の青年部会で事業展開されている租税教育活動の表彰・プレゼンテーションが行われ、記念講演では「いのちの絆を宇宙に求めて」という演題で宇宙航空研究開発機構(JAXA)の的川泰宣氏の講演が行われました。



5月27日
（一社）静岡県法人会連合会
青年部会・女性部会連絡協議会
第3回定時総会
会場 / 静岡グランドホテル中島屋



6月10日
（一社）静岡県法人会連合会
第3回定時総会
会場 / ホテルセンチュリー静岡



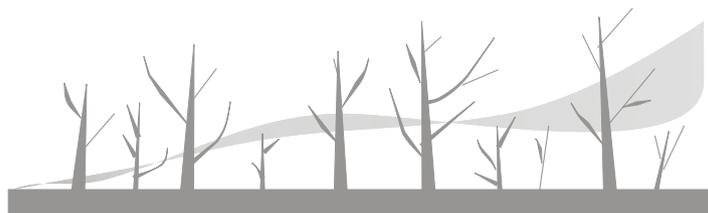
9月7日
東海法人会連合会
第27回定時総会
会場 / 名鉄グランドホテル



10月2日
（一社）静岡県法人会連合会
女性部会連絡協議会
第25回情報交換会
会場 / 静岡グランドホテル中島屋



10月28日
（一社）静岡県法人会連合会
青年部会連絡協議会
第25回情報交換会
会場 / 静岡グランドホテル中島屋



本 会

6月12日 税務講習会
 テーマ 「ここが変わる！
 平成27年度税制改正」
 講 師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門
 上席国税調査官 浦田芳弘 氏
 会 場 / 焼津文化会館



6月23日 新設法人説明会
 (主催：藤枝税務署
 後援：(公社)藤枝法人会)
 講 師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門
 上席国税調査官 浦田芳弘 氏
 会 場 / 焼津文化会館



7月14日 営業セミナー
 テーマ 「商談力強化セミナー」
 講 師 / ZACCESS Consulting (株)
 代表取締役 鬼頭秀彰 氏
 会 場 / 焼津文化会館



放送局

8月21日 実務講座
 テーマ 「やさしくわかる総務・
 庶務の実務」
 講 師 / (株)人事サポートプラスワン
 代表取締役・経営士 松本健吾 氏
 会 場 / 焼津文化会館



9月2日 弁護士講習会
 テーマ 「最近の法改正」
 ～マイナンバー制度及び
 会社法改正など～
 講 師 / 弁護士 齋藤安彦 氏
 会 場 / 焼津文化会館



放送局

9月11日 税務講習会
 第1講座
 テーマ 「私たちの暮らしと税金」
 ～身近な県税の使いみち・県税のしくみなど～
 講 師 / 静岡県藤枝財務事務所 所長
 渡辺直巳 氏
 第2講座
 テーマ 「平成27年度税制改正(法人税関係)」
 講 師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門
 上席国税調査官 鈴木栄治 氏
 会 場 / 焼津文化会館



10月22日 税務講習会
 テーマ 「社会保障・税番号制度
 (マイナンバー制度) について」
 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門
 総括上席国税調査官 原田直彦 氏
 会場 / 焼津文化会館



青年部会

6月9日 税金教室
 演題 「税務調査官の眼…
 何をみたいか知りたいか」
 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門
 統括国税調査官 真野淳一 氏
 会場 / 藤枝市文化センター



6月26日 浅草法人会青年部会との交流会
 会場 / 焼津グランドホテル



9月10日～12日 研修旅行
 鹿児島法人会青年部会との交流、
 視察



女性部会

10月7日 第5回税に関する
 絵はがきコンクール審査会
 会場 / 藤枝商工会議所



○ 県税の納税証明書について

車検時の自動車税納税証明書の提示省略

平成 27 年4月から、国土交通省(運輸支局等)のシステムから各都道府県のシステムに対し、自動車税の納付確認を電子的に行うことが可能になりました。

このため、継続検査(車検)時に必要となっていた納税証明書の提示が、省略できるようになりました。

(納付後すぐに車検等を受けるときは、納税証明書の提示が必要となる場合があります)

※軽自動車については、引き続き納税証明書が必要です。



各県税の納税証明書の交付請求

納税の有無、税額等納税に関する一定の事項を証明するものです。金融機関の貸し付けや公共団体の入札参加資格審査等の際に提出を要求されます。

請求窓口	各財務事務所管理課
請求の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑(認め印、法人の場合は代表者印) ・ 代理人の方は、委任状又は代理権授与通知書 ・ 窓口においでになる方の確認ができる書類 (運転免許証、保険証、パスポート等官公署発行のもの) ・ 納税証明書の請求日前 15 日以内に納税された場合は領収書 ※法人の場合は、会社名のゴム印をお持ちいただくと迅速に処理ができます。
交付手数料	納税証明書1通につき400円

○ 法人県民税・法人事業税を申告される方へ

静岡県では、平成 26 年 1 月 1 日から、法人県民税・法人事業税の事務を集約化し下田・沼津・静岡・浜松の4つの財務事務所が所管することになりました。

申告書の提出は、今までどおり藤枝財務事務所でも受け付けいたしますが、内容についてのお問い合わせは静岡財務事務所をお願いします。

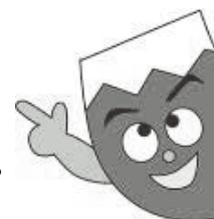
お問い合わせ先

静岡財務事務所直税第1課 (電話 054-286-9160)

〒422-8630 静岡市駿河区有明町 2-20(静岡総合庁舎3階)

※財務省東海財務局静岡財務事務所(静岡市葵区追手町)とは別組織です。

お間違いのないよう御注意ください。



法人会アンケート調査システム

新規登録にご協力ください

法人会は、国内企業の約82万社が加入する大きな団体です。これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツールとして、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しました。

システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、その結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、まだシステムへの登録がお済でない会員のみならず、新規登録をお勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。

平成27年4月 公益財団法人 全国法人会総連合 



アンケート調査システムの活用状況と 新規登録をふやす理由

システムの活用状況は？



景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1~2件のペースで調査をしています。

最近、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



どうして新規登録を
ふやす必要があるの？



アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

*平成26年12月現在、アンケート送信対象は約2000名、回答数は約400件です。



外部機関とタイアップして実施した主な調査 * ()内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの
活用状況 (国税庁、H26/10)

帳簿書類の保存状況
(国税庁、H26/8)

がん検診意識調査
(東京都、H25/12)

事業承継
(慶応大学大学院、H25/10)

登録方法は次ページをご覧ください。

法人会アンケート調査システム 新規登録方法



- 登録資格は「会員企業に所属する方または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できるかぎり組織上のアドレスでご登録願います（メール未達先発生防止のため）。

1

登録したいメールアドレスが使えるパソコン等から、ウェブで「法人会」を検索します。（登録時に同意確認等があるため、本人様ご自身でお手続き願います）



2

検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、全法連のホームページを表示します。そして「法人会アンケート調査システム」のバナーをクリックします（右図）。



3

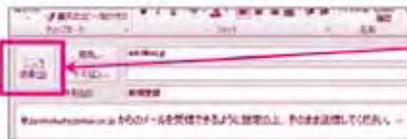
法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



参考/すでに登録している方でメールアドレス等を変更される場合はこちらから手続きをしてください。

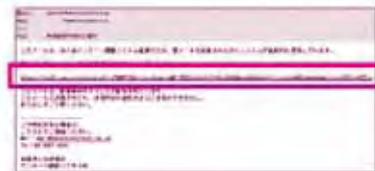
4

メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、[@zenkokuhojinkai.or.jp](mailto:zenkokuhojinkai.or.jp)からのメールを受信できるように設定してから送信してください。



5

すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



リンクをクリックしてね。



6

入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

ご注意/すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記⑤の「登録情報の確認・変更」からご自身の登録情報を更新願います（更新後、アンケートの送信を再開します）。

アンケートを受信されました、ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2カ月に1～2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後はお回答をお願いいたします。

なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等からご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、右図の手順でご回答ください。



■お問い合わせ先 全国法人会総連合 アンケート調査システム係 Mail : mail@zenkokuhojinkai.or.jp Tel : 03-3357-6681